

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和8年3月3日

独立行政法人水資源機構

利根川下流総合管理所長 松村 貴義

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、霞ヶ浦用水管理事業で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、作業項目毎に必要な技術者の人数等を記載して提出して下さい。
なお、参考見積書の様式は別紙2を使用してください。
- (2) 提出期間：令和8年3月4日(水) から令和8年3月16日(月) まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前9時から午後16時まで
- (3) 提出先
独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所長 松村 貴義 宛
【担当】霞ヶ浦用水管理所担当 田村（タムラ）
〒300-0732 茨城県稲敷市上之島3112利根川下流総合管理所
TEL 0299-79-3311 FAX 0299-79-3316
(または)
〒300-0213 茨城県かすみがうら市牛渡 359 霞ヶ浦用水管理所
TEL 029-898-2212 FAX 029-898-2229
- (4) 提出方法
書面は持参、郵送又はファクシミリ（社印があること）により提出するものとします。

4. 参考見積内容

(1) 業務内容

本業務は、霞ヶ浦用水地区(以下「本地区」という。)における高温障害対策に資するかんがい用水計画策定のための基礎調査に用いる自動給水栓（電動アクチュエータ）及

び通信中継器の初期設定および点検を行うものである。内容については、別紙1を参照することとする。

(2) 業務作業項目、作業内容及び作業数量

別紙見積条件のとおりです。なお、参考見積書の様式は問いませんが、作成例（別表-1）を参考に作業項目毎に必要な技術者の人数または項目毎の金額等を記載して提出してください。また参考として業務遂行に要する日数の記載をお願いします。

(3) 業務費の構成と歩掛見積徴取範囲

① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（各編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。

② 歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記(2)「業務作業項目、作業内容及び作業数量」を実施する為に必要な技術者、資機材の数量等を徴取します。

(4) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和8年度設計業務委託等技術者単価」および「令和8年度公共工事設計労務単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期間：令和8年3月4日(水) から令和8年3月10日(火) まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後16時まで

(2) 提出場所：3. (3) に同じ。

(3) 提出方法：3. (4) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：令和8年3月11日(水) から令和8年3月16日(月) まで

(2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とする。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

以上